

## EEC内部の国際分業法則について

——合意的分業の原理によせて——

清水 貞 俊

EEC内部の相互間貿易はどのような法則にしたがって行なわれるのであろうか。これについてはまだ決定的な定説はないようである。およそ三つの考え方があろうである。まず最初にそれぞれのところを聞いて見よう。

経済同盟の内部では、相對時する各経済において比較優位の法則が適用されるであらう。<sup>(1)</sup>(アンリ・ブルギナ)

西ヨーロッパにおける経済統合の進展程度のいかにかわらず、……国際分業を支配する原理は比較有優の原理である。<sup>(2)</sup>(シトフスキー)

比較生産費にしたがった国際分業に関するリカード的メカニズムは、国家間における生産要素の非移動性という仮定の上に立っており、欧州自由市場においてははその能力を喪失するのであらうことは確かである。<sup>(3)</sup>(ジョセフ・ラジュジー)

だが、こういう分業は比較生産費差という価格機構に刺激されるものではないので、相互に市場を与え合うというなんらかの合意が成立せねばならない。合意的分業と名づけたい。これは比較生産費原理とはかなり違った分業原理であることが注意されねばならない。<sup>(4)</sup>(小島 清)

このようにEEC内部の貿易には比較生産費説が作用するという考え方が一方において存在する。これは現在かなり多くの人によって支持されている考えのようである。これに対してEEC内部では比較生産費説はもはや作用しない、あるいははしなくなるという考えも存在する。ラジュジーの考えがそれであり、私も又この立場をとる。大きく二大別すれば小島教授もこの後者に入るかも知れないがその根拠も異なり、また、「合意的分業」という全然別の原理を主張され、第三の分類に属する。本稿においては私の主張を展開すると共に小島教授の「合意的分業の原理」を批判したい。

- (1) Henri Bourguinat : *Espace Economique et Intégration Européenne*, p. 125
- (2) Tihor Scitovsky : *Economic Theory and Western European Integration*, p. 44
- (3) Joseph Lajugie : *Les conditions d'une politique de développement régional pour les pays du Marché Commun*, *Revue d'Economie Politique*, Mai-Juin 1959 p. 294
- (4) 小島 清『EECの経済学』三二頁。

—

比較生産費の法則はそれ自体種々の問題を持っているとしても、それを静態的に解そうと動態的に解そうと、経済的合理性を追求する限り、現在でも国際貿易を支配する法則として妥当性を持っている。ただ現在各国とも自国の国内経済政策の必要性から関税や数量規制を採用しており、そのかぎりで比較生産費法則の作用の範囲が狭められ、制限されている。そういう意味で現在の国際社会で比較生産費法則はフルに作用していないといえる。独占価格やダンピングを考慮するとなおさらである。

ところでEECの内部で関税や数量規制を撤廃し、ダンピングやその他の競争の歪曲を禁止するならば比較生産費法則がフルに作用し、合理的な国際分業が成立し、資源の最も効果的な利用が可能になるであろう。これが比較生産費説がEEC内で妥当することを主張する論者の主要な根拠である。

ところでリカードゥは周知のようにイギリス、ポルトガル両国の例をあげ、この例においてはブドウ酒の生産においても羅紗の生産においてもポルトガルの方が絶対的に優っている例をあげている。そしていうには、「かかる事情の下に於いては、葡萄酒と毛織布との双方がポルトガルに於いて造られ、従って毛織布の製造に用いられている英国の資本と労働とがその目的の為にポルトガルへ移されるのが、疑いもなく有利であろう。……しかし乍ら経験は、其の所有者の直接的統制下でない時の資本の想像上の又は真実の不安固と、並びに凡ゆる人が自ら生れ且つ諸關係を有っている国を棄てて彼の固定せる習慣の一切を持ち乍ら異なる政府と新しい法律とに身を委ねることを嫌う自然的性情は、資本の移出を妨げるものであることを、示している」と<sup>(1)</sup>。つまりリカードゥの前提は国際間においては労働や資本の移動は自由ではなく、かかる場合には比較生産費説に従った貿易が成立するが、もし、労働や資本の移動が自由であれば労働も資本も英国からポルトガルへ移動し、利潤率の均衡する点までこの移動が進行することになるだろう。

EECは単なる域内の自由貿易の実現のみではない。資本・労働・サービスの移動の自由化、共通農業政策、共通運輸政策、国内法の調整・是正、共同の景気政策、共通通商政策、社会政策の調整をも行なうものである。更に将来単一通貨の採用も考えている。このような中でなお労働・資本の移動が困難であるという前提のもとで作用する法則を固執することが当を得ているだろうか。

要は生産要素の移動の可能性についての評価の問題である。ベラ・バラッサは「望ましい労働移動を達成するために政府の行なっている制限を撤廃することは必要な条件である。しかし、それは十分な条件ではない。」「移民は社会的、心理的、経済的な多くの障害によって妨げられている。……言語・習慣・宗教・気候・教育・医療設備・買物の便・料理の習慣などの差異により妨げられ、住みなれた環境に対する執着心も考えねばならぬ。」と述べ、「欧州内部において大規模な労働移動の起こる機会はあまりない。」<sup>(2)</sup>といっている。バラッサ自身はE E C内の分業理論について言及していないが、かかる立場に立てば、比較生産費説の妥当性も肯定しうる。また多くの比較生産費説の支持者もこの立場に立っているようである。

実際制度的にはローマ条約によりE E Cの内部では資本および労働の移動に対する制限は過渡期の間に自由化されることになっている。更に具体的には一九六〇年五月に理事会で「資本移動自由化に関する第一次指令」が採択され、短期資本を除外した直接および間接の投資——生産ならびに商業上の——はほとんど自由化されている。実際上の交流もめざましいものである。労働移動については制度的にも現在の段階ではそれ程進んでいない。一九六一年九月一日から「労働者の自由移動についての第一次措置」が実施されているが、この段階での自由移動は極めて不完全である。さらに過渡期の完了後には労働移動は完全に自由になるとローマ条約で規定しているが、その移動の自由も労働者の側にイニシアチブがあるのではなく、雇用主の側——資本の側——にイニシアチブがあることも事実である。<sup>(4)</sup>それにもかかわらず、資本の自由移動にもなって労働移動を引き起こす大きな牽引力が経済的に働らくものと考えられる。勿論バラッサのいうような社会的、心理的要因が労働移動に対して阻害的に働らくであろうことも私は否定はしない。しかしバラッサのあげているものの大部分はとるに足らないよ

うなものであり、あるいは少なくとも六ヶ国欧州の範囲では問題にならないようなものである。さらに例えば教育とか医療設備の差異とかは抽象的には阻止の理由になるとしても実際上は、例えばイタリー労働者がドイツやフランスへ移動する場合を考えればかえって促進的な要因と考えられるのである。とすると、労働移動を阻止する社会的・心理的・自然地理的要因は、その存在を否定はできないが極めて消極的な意味で作用するにすぎないということができよう。これに対して経済的牽引力——バラッサは経済的な要因も阻止的なものとしてあげている——の方は資本移動に附随して起こるが、もっと積極的な強力なものである。

かく考えてくると、EECの内部で比較生産費の法則が作用するということは、少なくとも現在においては別であるが、将来においては問題にならないのではなからうか。

しからば比較生産費説にかわる分業理論は何であらうか。もはやEEC内部においては一国の内部で作用すると同じ分業法則が作用するという以外にないであらう。

- (1) リカードゥ『経済学及び課税の諸原理』吉田秀夫訳一四五——一四六頁。
- (2) Bela Balassa: *The Theory of Economic Integration*, p. 90
- (3) Bela Balassa: *Ibid.*, p. 92
- (4) これについては清水貞俊「欧州共同市場における若干の問題点」(『立命館経済学』第八卷第一号)および「欧州経済共同体内における労働者の自由移動」(『世界経済評論』一九六二・八月号)参照。

## 二

EEC内において比較生産費説の妥当性を否定する点においては小島清教授も同じである。しかし、これにか

わるものとして「合意的分業の原理」を提唱される。合意的分業の原理とはいかなるものであろうか。

この原理を提唱される基礎となっているものにヘクシャー・オーリン定理がある。一応順序としてこれにふれないわけにはいかない。ヘクシャー・オーリン定理によると、(1)比較生産費差の発生は生産要素賦存状態が違うことに原因し、(2)国際貿易が行なわれると、これが生産要素の移動と同じ効果をあらわし、生産要素価格の均等化が生ずるといのである。これを説明するために生産要素を労働(L)と土地(N)として説明したり、あるいは労働(L)と資本(C)として説明したりする。これを小島教授は歴史的な世界経済構造の変化によるものとされ、L—N型分業は一九世紀の世界貿易の典型で先進国と後進国との貿易がこの型に属し、L—C型分業は工業国間の分業であるとされる。そしてヒックスに従って(A)二国間で資本・労働比率に大差がない場合は共通の生産物が発生し、要素価格はヘクシャー・オーリン定理に従って均等化し、(B)二国間で資本・労働比率が大きくかけ離れている場合には完全特化、あるいはそれに近い状態になり、要素価格は相違する。EEC内の分業はL—C型分業で特に右の(A)の場合に属するので生産要素価格は均等化する傾向にあり、したがって比較生産費差が消滅する傾向にある。あるいは比費生産費差が存在するとしてもそれは一時的優位のシーソー・ゲームを繰返すにすぎない。このようにして比較生産費差にもとづく貿易の誘因がなくなるにもかかわらず、「規模の経済」の実現による利益をうるために分業がおしすすめられる。そして冒頭に引用したように「こういう分業は比較生産費差という価格機構に刺激されるものではないので、相互に市場を与え合うというなんらかの合意が成立せねばならない。合意的分業と名づけたい。これは比較生産費原理とかなり違った分業原理であること(1)が注意されねばならない。合意的分業を実現することこそ共同市場的経済統合の最大のねらいである」と述べ

られ、新しい国際分業原理を提唱されるのである。

次にこの原理の問題点を指摘したい。

先づ小島教授が理論的根拠としてよりどころとされているヘクシャー||オーリン定理そのものの妥当性の問題である。たしかにその定理の証明がサミュエルソンによってなされたことは事実であり、またヒックスにより好意的に支持されたことも事実である。しかし同時にこれに対する批判もまた存在する。「レオンチェフ逆説」と呼ばれる問題もあり、またハロッドによって「穿鑿好き」と痛烈に批判されており、いまだ学界においてあまねく認められた定理とはいい難い程不完全な定理である。小島教授はその労作『E E Cの経済学』の後半の実証的研究の部分で、特に最後の附図においてE E C内の貿易がL—C型に属する水平的分業であることを極めて説得的に何人にも理解できるように実証しておられる。しかしこのように問題のあるヘクシャー||オーリン定理の妥当性についての実証はなされていない。ついでに述べると、アンリ・ブルギナ教授がE E C内部でヘクシャー||オーリン定理が妥当するかどうかについて実証的に検討をしている。<sup>(4)</sup>この検討自体にも色々問題はあり、全面的にこれを支持することはできないかも知れないが参考にはなると思う。ブルギナ教授は一九五七年と五九年の二年をとり、つまりE E C成立の前年と成立後二年目とをとってE E C各国の労働コストと資本コストの変化をしらべている。この二年間だけの比較の善悪も論議さるべきだとも思うが、しかし逆にこの時期はヘクシャー||オーリン定理の検討をするには又とない絶好の機会とも考えられる。というのはE E Cの成立により域内の貿易は飛躍的に増大する。しかしまだ生産要素、特に労働の移動は自由化されていない時期に属しているからである。ブルギナ教授の行なった労賃の表の比較の再録は省略してその結論だけを述べよう。すなわち、「サミュエルソン

ンの証明は単なる抽象的な計算なのであろうかあるいは深い経済的現実に対応するものなのであろうか。」「単に生産物の移動のみによる生産要素報酬の均等化は欧州経済共同体においては特に可能性がないようである。サミュエルソンの推論に見られる条件の検証はここでは成功していない。生産函数は国毎に異なっている。生産物の移動には運賃がかかっている。労働および資本の限界生産力は不等である。競争の条件は古典派のモデルにあるような完全競争とは非常に異なっている」と述べ、「生産要素価格の均等化傾向を認めることは極めて困難である」と結論づけている。

(1) 小島 清『EECの経済学』三三頁。

(2) Paul A. Samuelson: *International Factor-price Equalisation Once Again*, *The Economic Journal*, Vol. 59, 1949, p.p. 180-197

(3) ハロッド『国際経済学』藤井 茂訳八八頁。

(4) Henri Bourguinat: *Espace économique et Intégration Européenne*, p. 111-133

(5) Henri Bourguinat: *Ibid.* p. 115

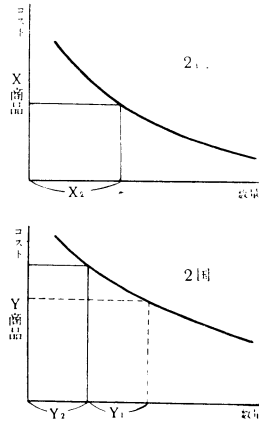
(6) Henri Bourguinat: *Ibid.* p. 117

さていつまでも前提に固執しては議論が前へ進まないから、前提を一応容認した上で次の問題へ進む。

小島教授は新しい国際分業原理は長期通減コスト下の国際分業と国際均衡の原理にほかならなるとされ、そこで1国と2国とのそれぞれX商品、Y商品についての通減コストカーブを第一図のようにえがかれ、両国がそれぞれX、Y whichever の商品に特化する場合、両商品のコストが著しく低下して利益になることを説明される。そして図のようなコストカーブが与えられている場合、出発点における比較生産費は1国ではY商品、2国ではX商品が比較優位にあるにもかかわらず、1国がX商品に、2国がY商品に合意により特化することにより規模



の経済が実現されてコストの低下することを説明されるのである。そして、「比較生産費の価格競争原理によって分業の方向がきまるのでないことに十分注意しなければならない。」<sup>(1)</sup>「比較生産費はむしろ分業の結果として発



第 1 図

たんなる偶然とかなんらかの衝撃によるかもしれない<sup>(5)</sup>といわれるにすぎないのである。

ここで注意すべき重要な点は小島教授が1国、2国についてX商品、Y商品についての分業を云々される場合の抽象の程度の問題である。合意が成立するのは——成立すると仮定して——1国と2国との間ではなくて、1

生する。」<sup>(2)</sup>「図示とは逆に1国はY財に、2国はX財に特化しても分業の利益はえられる。だがそれは図示の場合より少ない利益になる。ただしY商品についてのコスト低下は図示と余り変らないのに、X商品についての特化後のコストは図示の場合より高くなるからである。」<sup>(3)</sup>とされるのである。もし「合意的分業の原理」が原理としての価値をもつためには、どのような事態が生じたときにどのようにして、どのような方向に分業が行なわれるか、それが明らかにされなければならない。それについては「だがどうしたら合意が成立するかという点にむずかしい問題が残る。」<sup>(4)</sup>と述べられ、また分業の方向についても「いずれかを実際にきめる強制力はない。それはまったく予見性に依存し、

国のある企業と2国のある企業との間である。資本主義社会における経済行動は企業の行動によって決定される。社会主義国ならいざしらず、資本主義の国で企業を捨象してしまふことが一つの問題である。ここでもし1国のX商品はA社によって、Y商品はB社によって生産され、2国のX商品はC社、Y商品はD社によって生産され、A、B、C、D各社はそれぞれ独立した会社であるとしよう。その場合に例えば2国で非常に有利なコストでX商品を作っているC社に対してその生産を止めさせることがどうしてできるか。このような場合は純然たる競争となり、2国のC社はX商品の生産において断然1国のA社を圧倒し、競争原理に従がって分業がおし進められる以外にはないではないか。次に1国ではX商品もY商品も共にA社によって生産され、2国ではX商品もY商品も共にC社によって生産されているとしよう。合意的分業は同一カテゴリー商品のなかで細分化された分業、例えば自動車とスクーターといったような間でおけるとすればこのようなこともおこる可能性は高いであろう。このような場合は合意の成立する可能性もあるかも知れない。しかし小島教授と共に用いているコストカーブで見た場合、はたして1国のA社がX商品に、2国のC社がY商品に特化する合意が成立するだろうか。各企業を超越した、また各国を超越した、天なる神々の御指示に従えばそういうことも可能であろう。しかしそう簡単にことは運ばない。1国のA社はY商品の生産はやめてもX商品に専門化すれば $x_2$ あるいはそれ以上になる2国のX商品市場を手に入れることができ、しかもコストが大巾に引き下げられるとあつては、ぜひX商品に特化したいという衝動かられるであろう。ところで2国のC社について見てみよう。C社の主要製品はY商品ではなくてX商品である。C社はX商品については、かなりの生産量を誇り、かつ合理化も十分に行なわれている。X商品は1国では現在かなり高いコストで作られているので1国に持って行けば、かなり高い1国の市場価格で売ることができ、

その利益は大である。このような場合にC社はY商品の生産に特化してX商品の生産をA社にまかせるような合意が成立するだろうか。C社はA社との話しあいでは必ずX商品への特化を主張するだろう。とするとこの場合にもまた1国と2国の企業の合意は成立せず競争状態となり、競争を媒介としての分業が成立するようである。したがって小島教授のいわれる「合意的分業の原理」なるものはどうして我々を満足させるようなものではないのである。あるいはいわれるかも知れない。「共同市場が超国家的性格を持ち、政治権力によって合意的分業を促進しうる可能性をもつ」と、このような可能性もおよそ考えられない可能性である。ローマ条約第八五条第一項によると、「加盟国間の貿易に影響するおそれがあり、かつ、共同市場内の競争の妨害、制限又は歪曲をその目的又は結果としてもつような企業間すべての協定、企業者連合によってなされたすべての決定及び協約的慣行で、特に次のものを含むものは、共同市場と両立しないものとみなされ、かつ、禁止される。

(a) 省 略

(b) 省 略

(c) 市場の配分、又は供給源の配分

(d)及び(e)は省略」(傍点「清水」となっている。したがって小島教授のいわれる「合意的分業」そのものもローマ条約と両立するかどうか大きな問題となる。もっともローマ条約の独占禁止に関する条項は実は大きなザル法であり、第八五条第一項にもかかわらず、同条第三項にもとづいて、企業間において同意はほとんど成立するかも知れない。しかし共同市場の理事会や委員会が合意の促進について干渉したり、指導性を發揮したりすることは考えられないことである。ついでにいえば共同市場が真の意味で「超国家的性格」をもっているかどうかも実

は問題である。(7)

勿論「合意的分業」なるものの存在を否定するものではない。EECに関する解説書や研究書にその例は数多く見うけられる。しかしこのことは決して価格競争の後退を意味するものではなく、むしろ逆に価格競争の激化の反映であり、その競争力をつけるため、あるいは自己防衛のため欧州的な規模で企業の再編成が進められているという事実を物語っているにすぎないのである。

- (1) 小島 清『EECの経済学』 六五頁。
- (2) 小島 清 同書 六五頁。
- (3) 小島 清 同書 六六頁。
- (4) 小島 清 同書 六五頁。
- (5) 小島 清 同書 六六頁。
- (6) 小島 清 同書 七八頁。
- (7) 清水貞俊「欧州経済共同体の性格——その『超国家的性格をめぐって』——」『立命館経済学』第八卷第五・六合併号) 参照。

最後に「合意的分業」が存在するとして——この事実そのものは否定しえない事実であろう——それが「合意的分業の原理」として原理よばわりするに値するかどうかの問題にうつろう。原理とは一体いかなるものか。ここで先づ想起するのは小島教授が自ら並置された「比較生産費原理」である。これはむしろ原理というよりも法則といった方が適當である。ノロッドの『国際経済学』では Law of Comparative Cost (藤井教授の訳では原理と訳されているが) となっており、その他の英文でも Law と書かれているものが多い。ヒックスは Comparative Cost Principle と書き、シヤムスキーは Principle of Comparative Cost と書いているように一般に社会科学者は自

然科学者や哲学者に比べると言葉の定義に厳密性を欠く人が多いようである。

「原理」とは『経済学原理』とか『経済哲学原理』などという書物の名前もあるようにもっと大きな全体を包括するような真理、あるいは他の真理の依属する根本真理をいうのである。これに対して「法則」とは事物と事物との間における不変な関係、例えば雨が降れば地がぬれるというようにある条件に必ずある結果をとまうという現象間の不変の因果関係をいう。

比較生産費説は一定の条件、すなわち、二国の間で（これは多数国へも拡大される）生産要素の移動がない場合という条件、生産力の間絶對的な差異および相対的な差異が存在するという条件、また完全競争の状態にあり、したがって貿易の制限がないという条件、これらの条件のもとでは必然的に貿易が成立するという結果をとまうことを述べたものであり、したがってこれは明らかに原理というより法則と呼んだ方がよい。したがって「合意的分業の原理」も「比較生産費原理」と並置する限りで法則のつもりでいっておられると好意的に解釈して論を進めよう。

つまりそれが法則である限り、一定の条件がそろった場合、必ず一定の結果をとまうものでなければならぬ。「合意的分業」に関していえばある条件、例えば、L—C型貿易の国家間であること、L—C比率が両国で接近していること、コスト通減的であること、これらが小島教授のあげられる条件であろう。そのような場合に絶對的に必らず合意が成立し、このような条件下の貿易は必ず合意的分業原理で説明されるだろうか。その必然性、並びにその成立過程、成立方向、その適用限界が明らかでない限りそれは原理（法則）というに値しないものである。解り易いようにこれを図示して見ると第2図のようになる。A及びBはそれぞれ一定の条件で

